

# お問い合わせ

## 中小企業電話相談ナビダイヤル

☎ **0570-064-350** 【受付時間】平日(月曜～金曜) 9:00～17:30

■ お近くの経済産業局中小企業課に繋がります  
 ※通信料は発信者側の負担となります  
 ※PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

## がんばる中小企業 経営相談ホットライン

☎ **0570-009-111** 【受付時間】平日(月曜～金曜) 9:00～17:00

■ 経営に関することなら、何でもお気軽にご相談ください  
 ※通信料は発信者側の負担となります  
 ※PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

## 地方経済産業局

○中小ものづくり高度化法、戦略的基盤技術高度化支援事業

北海道経済産業局	地域経済部 産業技術課	011-709-5441
東北経済産業局	地域経済部 産業技術課	022-221-4897
関東経済産業局	産業部 製造産業課	048-600-0307
中部経済産業局	地域経済部 産業技術課	052-951-2774
近畿経済産業局	地域経済部 産業技術課	06-6966-6017
中国経済産業局	地域経済部 産業技術連携課	082-224-5680
四国経済産業局	地域経済部 産業技術課	087-811-8518
九州経済産業局	地域経済部 産業技術課	092-482-5464
沖縄総合事務局	経済産業部 地域経済課	098-866-1730

○新連携、商業・サービス競争力強化連携支援事業

北海道経済産業局	産業部 中小企業課	011-756-6718
東北経済産業局	産業部 経営支援課 地域ブランド連携推進室	022-221-4923
関東経済産業局	産業部 流通・サービス産業課	048-600-0341
中部経済産業局	産業部 経営支援課	052-951-0521
近畿経済産業局	産業部 産業振興室	06-6966-6054
中国経済産業局	産業部 経営支援課	082-224-5658
四国経済産業局	産業部 中小企業課 新事業促進室	087-811-8562
九州経済産業局	産業部 中小企業課 中小企業経営支援室	092-482-5508
沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755



編集・発行

中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1 TEL:03-3501-1816

※掲載している内容は作成時点のものになります。

2019年2月

ものづくり IT活用

経営強化 技術革新

経営サポート

ゼロからはじめよう!

改訂版 支援制度

中小企業新事業 活動促進事業をご紹介

2019年版

中小企業庁

是非とも皆さまの企業活動にお役立てください。

## 技術革新・経営強化・IT活用に取り組む中小企業の皆さんを応援します！

「ものづくりを通じて市場にイノベーションを起こしたい」

「新しい事業や企業の成長を通じて経営力を強化したい」

「IT環境を導入して生産性の向上や働き方を良くしたい」



本冊子では、このようなお考えをお持ちの中小企業の方々に向けて、ものづくり基盤技術の強化ならびに新商品・新サービスの開発といった技術革新(イノベーション)を生み出す活動や、企業の経営力をより強化するための取り組みに対する、補助金や資金調達、情報提供等の面での様々な支援制度を紹介しています。

### 技術革新・経営強化



#### 01. お勧め支援制度

戦略的基盤技術高度化支援事業	04
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業	04
ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業	05
商業・サービス競争力強化連携支援事業(新連携支援事業)	05

#### 02. お得な認証等の制度

中小ものづくり高度化法	06
中小企業技術革新新制度(SBIR)	07
新連携	08
経営革新	09
経営力向上	10
先端設備等導入計画	11

### 03. その他の支援制度

日本政策金融公庫の特別利率による融資制度	12
中小企業の信用保険法の特例(信用保証)	14
食品流通構造改善促進機構による債務保証	14
中小企業投資育成株式会社法の特例	14
中小企業の特許料・審査請求料の減免措置	15
スタンドバイ・クレジット制度	15
研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)	16
中小企業経営強化税制	17
中小企業投資促進税制	17

### IT活用支援



#### 04. IT導入支援策

サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)	18
IT設備導入に関する税制優遇措置	18
日本政策金融公庫の特別利率による融資制度	19
軽減税率対策補助金	19

#### 05. IT導入計画の策定支援

戦略的CIO育成支援事業	20
ミラサポ専門家派遣	20
認定情報処理支援機関(スマートSMEサポーター)	21
スマートものづくり応援隊	21
スマートものづくり応援隊ツール・レシピ、IoTユースケースオンラインマップ	22
中小企業共通EDI標準	22
IT活用支援情報ポータルサイト	22

#### 06. 情報セキュリティ対策支援

SECURITY ACTION	23
-----------------	----

このマークがある箇所をスマートフォン等でQRコードを読み込むとwebで詳しい内容をご覧頂けます。



ものづくりや革新的サービス開発等を通じて生産性向上につながる活動を支援します！



## ものづくり基盤技術の研究開発費用を補助します

### 戦略的基盤技術高度化支援事業

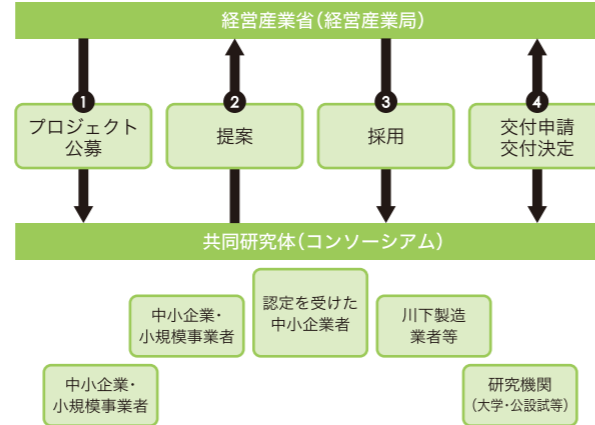
中小企業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発等及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

#### 対象・要件

中小ものづくり高度化法の認定(又は、地域未来投資促進法の承認)を受けたものづくり中小企業者、大学、公設試験研究機関、最終製品を生産する川下製造業者等によって構成される共同体

#### 支援内容

- ①事業期間:2年度又は3年度
- ②補助金額:単年度の上限額4,500万円以内(2ヶ年合計の上限額は7,500万円以内、3ヶ年合計の上限額は9,750万円以内)
- ③補助率:2/3(ただし、大学・公設試等は定額)
- ④公募時期:2019年1月28日~2019年4月24日



## 新サービス・試作品開発を行うための設備投資等に係る費用を補助します

### ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者等が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

#### 対象・要件

3~5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画を策定し、認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下のいずれかに取り組むものであること

#### 1.革新的サービス

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であること

#### 2.ものづくり技術

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行うこと

#### 支援内容

- |  |   |                            |
|--|---|----------------------------|
| ①補助金額<br>一般型:1,000万円/者<br>小規模型:500万円/者 | ②補助率<br>一般型:1/2(一定の要件を満たす場合は2/3)<br>小規模型:1/2(小規模事業者又は一定の要件を満たす場合は2/3) | ③公募期間<br>2019年2月公募<br>開始予定 |
|--|---|----------------------------|

#### 問合せ先

- 全国事務局(全国中小企業団体中央会) TEL:03-6280-5560
- 地域事務局(各都道府県中央会) <https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm>
- 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816



### ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業

「コネクテッド・インダストリーズ」の取り組みを日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。加えて、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して事業を行う中小企業・小規模事業者等による設備投資を支援します。

#### 対象・要件

3~5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画を策定し、認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下のいずれかに取り組むものであること

#### 1.革新的サービス

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であること

#### 2.ものづくり技術

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行うこと

#### 支援内容

- |   |  |                              |
|---|--|------------------------------|
| ①補助金額<br>企業間データ活用型:2,000万円/者<br>地域経済牽引型:1,000万円/者 | ②補助率<br>企業間データ活用型:1/2(一定の要件を満たす場合は2/3)<br>地域経済牽引型:1/2(一定の要件を満たす場合は2/3) | ③公募期間<br>2019年4月以降公募<br>開始予定 |
|---|--|------------------------------|

#### 問合せ先

- 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816

## 他の中小企業者との連携による新商品・新サービスの開発等を支援します

### 商業・サービス競争力強化連携支援事業(新連携支援事業)

異業種分野の中小企業者が連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等に係る経費(人件費、マーケティング調査費、機械装置費等)を補助します。

#### 対象・要件

中小企業等経営強化法に基づき、新連携(異分野連携新事業分野開拓計画)の事業計画認定を受け、産学官で連携し、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う新しいサービスモデルの開発等を行う中小企業者

#### 支援内容

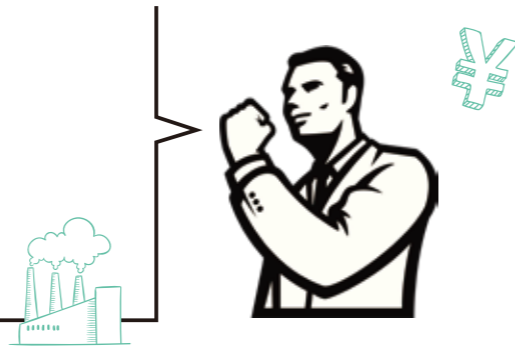
- ①事業期間:2年度
- ②補助金額:初年度3,000万円以下\*  
\*2年目は初年度の補助金交付決定額と同額を上限として補助
- ③補助率:一般型 1/2以内  
IoT、AI等先端技術活用型\* 2/3以内  
\*IoT、AI等の先端技術を活用して、顧客や社会の課題解決に資する新たな付加価値を生み出す産業界の実現を目指す事業を支援
- ④公募時期:2019年2月中旬~2019年4月中下旬(予定)

#### 問合せ先

- 中小企業庁技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816 ●最寄りの経済産業局(24ページ参照)



ものづくりに必要な技術開発  
経営強化基盤や体制づくりに  
向けた取り組みを支援します！



### 中小企業の「ものづくり基盤技術」を強化します

#### 中小ものづくり高度化法

中小ものづくり高度化法の「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に基づき、「特定ものづくり基盤技術」に関する研究開発計画を作成し国の認定を受けた場合に、研究開発や事業化に向けた様々な支援制度を活用できます。

##### 対象・要件

中小ものづくり高度化法の認定を受けた中小企業者

##### 特定ものづくり基盤技術(12技術)

- |           |           |       |       |
|-----------|-----------|-------|-------|
| ①デザイン開発   | ②情報処理     | ③精密加工 | ④製造環境 |
| ⑤接合・実装    | ⑥立体造形     | ⑦表面処理 | ⑧機械制御 |
| ⑨複合・新機能材料 | ⑩材料製造プロセス | ⑪バイオ  | ⑫測定計測 |

##### 特定ものづくり基盤技術高度化指針

12技術について、中小企業者が目指すべき技術開発の方向性をとりまとめた将来ビジョンです。12技術それぞれについて、医療・健康分野、環境エネルギー分野、航空宇宙分野などの成長分野及び自動車・情報家電などの川下製造業者が抱える課題や、その課題を踏まえて中小企業者が実施すべき技術課題が整理されています。

高度化指針は、中小企業庁ホームページに掲載しています。 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>

中小ものづくり高度化法ポータルサイト  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/index.htm>



##### 支援内容

- 戦略的基盤技術高度化支援事業(4ページ参照)
- 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度(12ページ参照)
- 中小企業信用保険法の特例(14ページ参照)
- 中小企業投資育成株式会社法の特例(14ページ参照)
- 特許料等の減免(15ページ参照)

##### 問合せ先

- 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816
- 最寄りの経済産業局(24ページ参照)

### 研究開発とその成果の事業化を一貫して支援します

#### 中小企業技術革新制度(SBIR)

中小企業技術革新制度(SBIR)は、中小企業社の研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度です。SBIRでは、毎年度、研究開発のための補助金・委託費等を「特定補助金等」として指定しています。指定された特定補助金等の交付を受けた中小企業者は、研究開発成果の事業化にあたって様々な支援制度を活用することができます。

##### 対象・要件

中小企業等経営強化法に基づく特定補助金等の交付を受けた中小企業者

##### 1. 申請手続

SBIRの対象となる特定補助金等の交付を受けている中小企業者であれば、どなたでも、SBIRの各種支援制度を利用することができます。

支援制度によっては個別の審査が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

##### 2. 特定補助金等について

その他の特定補助金等は、予算の年度ごとに中小企業庁ホームページで公表していますので、交付を受けられた補助金が該当するかどうかご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/index.html>



※4ページの戦略的基盤技術高度化支援事業、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業、5ページのものづくり・商業・サービス高度連携促進事業、商業・サービス競争力強化連携支援事業(新連携支援事業)は特定補助金として指定されています。

##### 支援内容

- 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度(12ページ参照)
- 中小企業信用保険法の特例(14ページ参照)
- 中小企業投資育成会社法の特例(14ページ参照)
- 特許料等の減免(15ページ参照)

##### ●入札参加機会の特例措置

国や独立行政法人等の関係機関の入札において、参加しようとする入札物件と同等以上の仕様の物件を製造できることを証明できれば、入札参加資格の等級(ランク)や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になります。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/21fy/100331NyusatsuGuideCreat.htm>



##### ●SBIR特設サイト

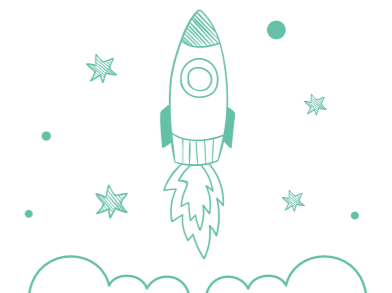
中小企業基盤整備機構が運営する中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」にSBIR特設サイトを開設しており、特定補助金等の交付を受けた中小企業者の情報をご覧いただけます。

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/index.html>



##### 問合せ先

- 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816





## 他の中小企業者との連携による新商品・新サービスの開発等を支援します

### 🔗 新連携

新連携(異分野連携新事業分野開拓)とは、事業の分野を異にする2社以上の中小企業者が有機的に連携し、その経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能、その他の事業活動に活用される資源)を有効に組み合わせて新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。

#### 👤 対象・要件

中小企業等経営強化法に基づき、異分野の中小企業者等が連携して、新商品・新サービスの開発に取り組む「異分野連携新事業分野開拓計画」を策定し、その内容を国から認定を受けた中小企業者

1. 「異分野」とは \_\_\_\_\_  
日本標準産業分類における細分類(4桁)が異なること  
※ただし、経営資源の実質的内容により同分類でも認定するケースがあります。
2. 「新事業分野」とは \_\_\_\_\_  
①新商品の開発又は生産  
②新役務の開発又は提供  
③商品の新たな生産又は販売方法の導入  
④役務の新たな提供の方式の導入、その他新たな事業活動
3. 「新たな事業分野の開拓」とは \_\_\_\_\_  
市場において事業を成立させること。「需要が相当程度開拓されること」が必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど事業として継続的に成り立つこと
4. 計画期間 \_\_\_\_\_  
3年以上5年以内
5. 財務面について \_\_\_\_\_  
持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストも含めて一定の利益をあげること

#### 📄 支援内容

- 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度(12ページ参照)
- 中小企業信用保険法の特例(14ページ参照)
- 食品流通構造改善促進機構による債務保証(14ページ参照)
- 中小企業投資育成株式会社法の特例(14ページ参照)
- 特許料等の減免(15ページ参照)
- 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット制度(15ページ参照)

●新事業創出支援事業  
中小機構では、新連携事業支援のため、事業の構想段階から事業化まで一貫した支援を行います。中小機構の全国10カ所の地域本部・事務所にて、無料で相談を受け付けています。相談内容に応じて、ビジネスに精通したプロジェクトマネージャー等が、企業の新商品・新サービスの開発等に対して、事業計画策定のノウハウ提供等を行います。計画認定後は、商品開発等のアドバイスを行うほか、展示会や商談会の開催など、販路開拓の支援も行っています。

#### 👤 問合せ先

- 中小機構地域本部 [http://www.smrj.go.jp/regional\\_hq/index.html](http://www.smrj.go.jp/regional_hq/index.html)



## 新たな事業活動や本業の成長による経営の向上を支援します

### 🔗 経営革新

経営革新とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいいます。

#### 👤 対象・要件

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者が、新商品、新サービスの開発等の新事業活動に取り組む「経営革新計画」を策定し、その内容を都道府県(又は国)から承認を受けたもの

1. 新事業活動であること \_\_\_\_\_  
企業の取り組む内容が、以下の4つのいずれかに該当し、自社にとって新しい取り組みであることが必要  
①新商品の開発又は生産  
②新役務の開発又は生産  
③商品の新たな生産又は販売方式の導入  
④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動  
ただし、業種ごとに同業の中小企業者(地域性の高いものについては同一地域における同業他社)における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については支援対象外
2. 計画期間 \_\_\_\_\_  
3年以上5年以内
3. 経営の相当程度の向上であること \_\_\_\_\_  
新事業活動によって、次の2つの指標が、計画終了時に相当程度向上することが必要  
①「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率  
②「経常利益」の伸び率

#### 《目標伸び率について》

	「付加価値額」又は 「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

※付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費 経常利益=営業利益-営業外費用(支払利息・新株発行費など)

#### 📄 支援内容

- 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度(12ページ参照)
- 中小企業信用保険法の特例(14ページ参照)
- 食品流通構造改善促進機構による債務保証(14ページ参照)
- 中小企業投資育成株式会社法の特例(14ページ参照)
- 特許料等の減免(15ページ参照)
- 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット制度(15ページ参照)

#### 👤 問合せ先

- 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816
- 最寄りの都道府県の経営革新担当部署



## 経営力向上

経営力向上とは、事業者が事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいいます。

### 対象・要件

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者等が人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力向上に取り組む「経営力向上計画」を策定し、その内容を国から認定を受けたもの

### 1. 事業分野別指針

経営力向上計画に取り組む事業分野(業種)において、「事業分野別指針」が策定されている場合は、当該指針を踏まえて経営力向上計画を策定すること。

※「事業分野別指針」が策定されていない事業分野(業種)については、「基本方針」を踏まえて経営力向上計画を策定すること。

※経営力向上計画の策定についての詳細は、以下の中小企業庁ホームページを参照。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>



### 2. 計画期間

3年以上5年以内

### 支援内容

- 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度(12ページ参照)
- 中小企業信用保険法の特例(14ページ参照)
- 食品流通構造改善促進機構による債務保証(14ページ参照)
- 中小企業投資育成株式会社法の特例(14ページ参照)
- 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット制度(15ページ参照)

#### ●取得設備に関する税制措置

中小企業者等は、一定の要件の下、認定経営力向上計画に基づき生産性を高める設備(機械装置・器具備品等)を取得した場合、中小企業経営強化税制(17ページ参照)として特別償却や税額控除などの適用が受けられます。

#### ●中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラスの企業等が経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円(保証割合50%、保証料率 有担保0.3%、無担保0.4%)の債務の保証を受けられます。

#### ●商工中金による低利融資

経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられます。

- 事業承継等に関する税制措置(登録免許税、不動産取得税の特例)
- 業法上の許認可承継の特例
- 組合の発起人数に関する特例
- 事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例

※各支援措置の詳細は以下のホームページに掲載している「税制措置・金融支援活用の手引き」をご参照ください。  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>



### 問合せ先

- 経営力向上計画相談窓口 TEL:03-3501-1957

## 新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロになります

### 先端設備等導入支援

2020年までの「生産性革命・集中投資期間」において、中小企業の生産性革命を実現するため、2018年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例などを講じます。

### 対象・要件

中小企業者が一定期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備等が存在する市区町村の「同意導入促進基本計画」に基づき認定を受けたもの

### 1. 一定期間

3年間、4年間又は5年間(※市区町村が作成する導入促進基本計画で定めた期間による)

### 2. 労働生産性

(営業利益+人件費+減価償却費)÷労働投入量(労働者数又は労働者数×1人当たりの年間就業時間)

### 3. 一定程度向上

基準年度(直近の事業年度)末比で労働生産性が年平均3%以上の向上

### 4. 対象となる先端設備等

機械及び装置、器具及び備品、測定工具及び検査工具、建物付属設備、ソフトウェア  
(※市区町村が作成する導入促進基本計画により異なる場合があります)

### 支援内容

#### 1. 固定資産税の特例

生産性向上特別措置法に基づき、認定を受けた先端設備等導入計画に従って、取得する先端設備等について、新たに固定資産税が課される年度から3年度に限り、軽減措置を受けることができます。  
(市区町村が条例で定める税率(ゼロから2分の1)が適用されます)

対象設備	販売開始時期	単品額
機械及び装置	10年以内	160万円以上
器具及び備品	6年以内	30万円以上
測定工具及び検査工具	5年以内	30万円以上
建物付属設備	14年以内	60万円以上

#### 2. 中小企業信用保証法の特例(14ページ参照)

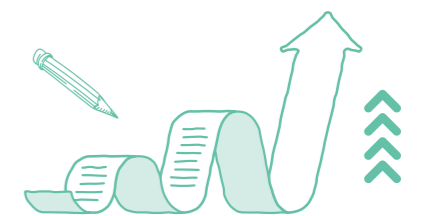
詳細は以下のホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>



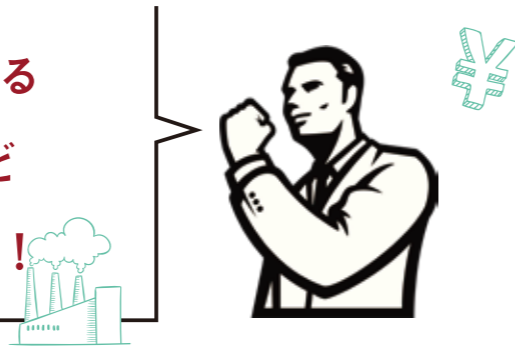
### 問合せ先

- 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816
- 新たに導入する設備が存在する市区町村





事業実施にあたって活用できる  
融資や債務保証、減免措置など  
さまざまな制度で支援します！



### 認定事業計画等の実施に必要な資金調達を支援します

#### 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度

中小ものづくり高度化法・中小企業等経営強化法に基づく認定事業などを行うために必要な設備資金及び運転資金に対して、日本政策金融公庫の特別貸付が利用できます。  
各種要件は融資を保証するものではなく、別途審査が必要となりますので事前に日本政策金融公庫にご相談ください。

#### <中小ものづくり高度化法認定関連>

##### 対象・要件

中小ものづくり高度化法に基づく認定を受け、かつ以下のいずれかの要件を満たすもの

- ①最近の決算において、赤字又は債務超過であること
- ②最近における売上高、純利益又は売上高経常利益率が、前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比し減少していること
- ③①、②と同様に、困難な経営状況にあると認められること

##### 支援内容

##### ○企業活力強化資金(中小企業事業)

貸付限度	直接貸付:7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円) 代理貸付:1億2,000万円
貸付利率	基準利率▲0.9%(2億7,000万円まで)、基準利率(2億7,000万円超・土地取得資金) <sup>※</sup>
貸付期間	設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

<sup>※</sup>2019年度からは基準利率▲0.65%

#### <中小企業技術革新制度(SBIR)関連>

##### 対象・要件

中小企業技術革新制度(SBIR)の特定補助金等の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業を行うものであって、以下の各資金の貸付対象に該当するもの

##### 支援内容

##### ○新事業育成資金(中小企業事業)

貸付対象	以下のすべてを満たすもの ①新事業の事業化から概ね7年以内 ②公庫が経営指導を行うことにより円滑な事業の遂行が可能と認められること		
貸付限度	6億円	貸付利率	基準利率▲0.65%
貸付期間	設備資金:20年以内 運転資金:7年以内		

##### ○新事業活動促進資金(国民生活事業)

貸付限度	7,200万円(うち運転資金4,800万円)
貸付利率	基準利率▲0.65%、基準利率(土地取得資金)
貸付期間	設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

##### ○女性・若者/シニア起業家支援資金(中小企業事業・国民生活事業)

貸付対象	以下のいずれかを満たすもの ①女性、若年者(35歳未満)又は高齢者(55歳以上)のうち、新規開業して概ね7年以内のもの ②女性、若年者又は高齢者が経営する法人のうち、新規開業して概ね7年以内のもの
貸付限度	中小企業事業:7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円) 国民生活事業:7,200万円(うち運転資金4,800万円)
貸付利率	中小企業事業:基準利率▲0.65%(2億7,000万円まで)、基準利率(2億7,000万円超・土地取得資金) 国民生活事業:基準利率▲0.65%、基準利率(土地取得資金)
貸付期間	設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

##### ○再挑戦支援資金(中小企業事業・国民生活事業)

貸付対象	以下のすべてを満たすもの ①新たに開業するもの又は開業後概ね7年以内のもの ②廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であること ③廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること ④廃業の理由・事業がやむを得ないもの等であること
貸付限度	中小企業事業:7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円) 国民生活事業:7,200万円(うち運転資金4,800万円)
貸付利率	中小企業事業:基準利率▲0.65%(2億7,000万円まで)、基準利率(2億7,000万円超・土地取得資金) 国民生活事業:基準利率▲0.65%、基準利率(土地取得資金)
貸付期間	設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

##### ○新規開業支援資金(国民生活事業)

貸付対象	以下のいずれかを満たすもの(一部対象外業種あり) ①現在雇用されている企業と同一業種の事業を新規開業しようとする者であって、一定の要件を満たすもの ②大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上勤務した者であって、その職種と密接に関連した業種の事業を始める者 ③技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める者 ④雇用の創出を伴う事業を始める者 ⑤産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けて事業を始める者 ⑥潜在的創業者掘り起し事業の認定創業スクール等による支援を受けて事業を始める者 ⑦公庫が参加する地域の創業支援ネットワークから支援を受けて事業を始める者 ⑧民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める者 ⑨前①から⑧に該当せず事業を始める者であって、新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力があると公庫が認めたもので、1,000万円以内を限度として本資金を利用するもの ⑩①～⑨のいずれかを満たして新規開業して概ね7年以内の者
貸付限度	7,200万円(うち運転資金4,800万円) 前⑨の要件に該当する者及び同要件を満たして新規開業して概ね7年以内の者は1,000万円
貸付利率	基準利率▲0.65%、基準利率(土地取得資金)
貸付期間	貸付期間 設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

#### <新連携、経営革新、経営力向上計画関連>

##### 対象・要件

中小企業等経営強化法に規定する各種計画(新連携・経営革新・経営力向上)の承認・認定を受けた者

##### 支援内容

##### ○新事業活動促進資金(中小企業事業・国民生活事業)

貸付限度	中小企業事業:7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円) 国民生活事業:7,200万円(うち運転資金4,800万円)
貸付利率	中小企業事業:基準利率▲0.65%(経営力向上の設備資金のみ基準利率▲0.9%)(2億7,000万円まで)、 基準利率(経営力向上の運転資金・2億7,000万円超・土地取得資金・建物(工場等)) 国民生活事業:基準利率▲0.65%(経営力向上の設備資金のみ基準利率▲0.9%)、 基準利率(経営力向上の運転資金・土地取得資金・建物(工場等))
貸付期間	設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

##### 問合せ先

- 日本政策金融公庫 全国各店舗 <https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>
- 事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505





## 債務保証や投資の特例が受けられます

### 対象・要件

- ①中小ものづくり高度化法に基づく認定を受けた中小企業者
- ②中小企業等経営強化法に基づく承認・認定(新連携・経営革新・経営力向上)を受けた中小企業者
- ③中小企業技術革新制度(SBIR)の特定補助金等の交付を受けた中小企業者

## 中小企業信用保険法の特例(信用保証)

信用保証制度とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。特例措置により、保証の別枠設定や限度額引き上げがあります。対象・要件①は普通保証等の別枠設定・新事業開拓保証のみ対象となり、対象・要件③は新事業開拓保証のみ対象となります。

### 支援内容

- 普通保証等の別枠設定:通常の付保限度額と同枠の別枠を設けています。

対象	通常	別枠
普通保証	2億円	2億円
無担保保証 (うち特別小口)	8,000万円 (うち2,000万円)	8,000万円 (うち2,000万円)

- 新事業開拓保証・海外投資関係保証の限度額引き上げ  
付保限度額が2億円から3億円(新連携は4億円)に引き上げられます。

### 問合せ先

- (一社)全国信用保証協会連合会 TEL:03-6823-1200
- 各都道府県の信用保証協会 <http://www.zenshinoren.or.jp/others/nearest.html>



## 食品流通構造改善促進機構による債務保証

金融機関から融資を受ける際に、食品流通構造改善促進機構から債務保証が受けられます。対象・要件②に該当する食品製造業者等のみ対象となります。

### 支援内容

認定事業等の実施に必要な資金について、民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう食品流通構造改善促進機構から6億5,000万円を限度として債務保証を受けられます。

### 問合せ先

- 公益財団法人 食品流通構造改善促進機構 基金推進グループ TEL:03-5809-2176

## 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者の成長段階に応じて適切な投資育成を行うことで中小企業者の成長発展を支援します。

### 支援内容

資本金が3億円以下の株式会社又は資本金が3億円以下の株式会社の設立を検討している方は、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。対象・要件に該当する中小企業者は、特例措置により、3億円を超える会社についても投資の対象となります。

### 問合せ先

- 東京中小企業投資育成株式会社 TEL:03-5469-1811
- 名古屋中小企業投資育成株式会社 TEL:052-581-9541
- 大阪中小企業投資育成株式会社 TEL:06-6459-1700

## 特許料などの減免が受けられます

### 中小企業の特許料・審査請求料の減免措置

一定の要件を満たす中小企業者は、特許料・審査請求料の減免を受けることができます。

### 対象・要件

以下のいずれかの認定計画等の成果に関する発明

- ①中小ものづくり高度化法に基づく認定を受けた研究開発計画
  - ②中小企業等経営強化法に基づく認定・承認を受けた計画(新連携・経営革新)
  - ③中小企業技術革新制度(SBIR)の特定補助金等の交付を受けて行う事業
- ※事業開始から事業終了後2年以内に出願されたものが対象となります。

特許庁への提出前に、経済産業局等へ軽減申請書などを送付し、確認書の交付を受ける必要があります。

### 支援内容

特許料(第1~10年分)、審査請求料が半額軽減

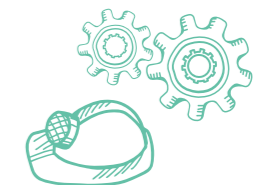
2019年4月以降に審査請求をした場合はこちらをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmen20190401.htm>



### 問合せ先

- 特許庁 総務課調整班 TEL:03-3581-1101
- 経済産業省 産業技術環境局 総務課 TEL:03-3501-1773



## 海外展開に伴う資金調達を支援します

### スタンバイ・クレジット制度

海外の現地金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、日本政策金融公庫が信用状を発行し、その債務を保証する制度です。

### 対象・要件

中小企業等経営強化法に基づく事業(新連携・経営革新・経営力向上)などが対象となります。

### 支援内容

○日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度(スタンバイ・クレジット制度)

保証の方法	信用状(スタンバイ・クレジット)の発行
補償限度額	1法人あたり4億5,000万円
補償料率	信用リスク・信用状有効期間等に応じた所定の料率
信用状の有効期間	1年以上6年以内
保証の対象となる借入条件	(融資金額)信用状の補償金額の範囲内 (資金用途)承認又は認定を受けた計画事業を行うための設備資金及び長期運転資金 (融資期間)1年以上5年以内

### 問合せ先

- 日本政策金融公庫 中小企業事業 各支店
- 事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505

## 試験研究費・設備導入費の税額控除や特別償却の適用があります

### 対象・要件

青色申告書を提出する中小企業者等(※)

※中小企業者等とは

- ①資本金または出資金の額が1億円以下の法人
- ②資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主等

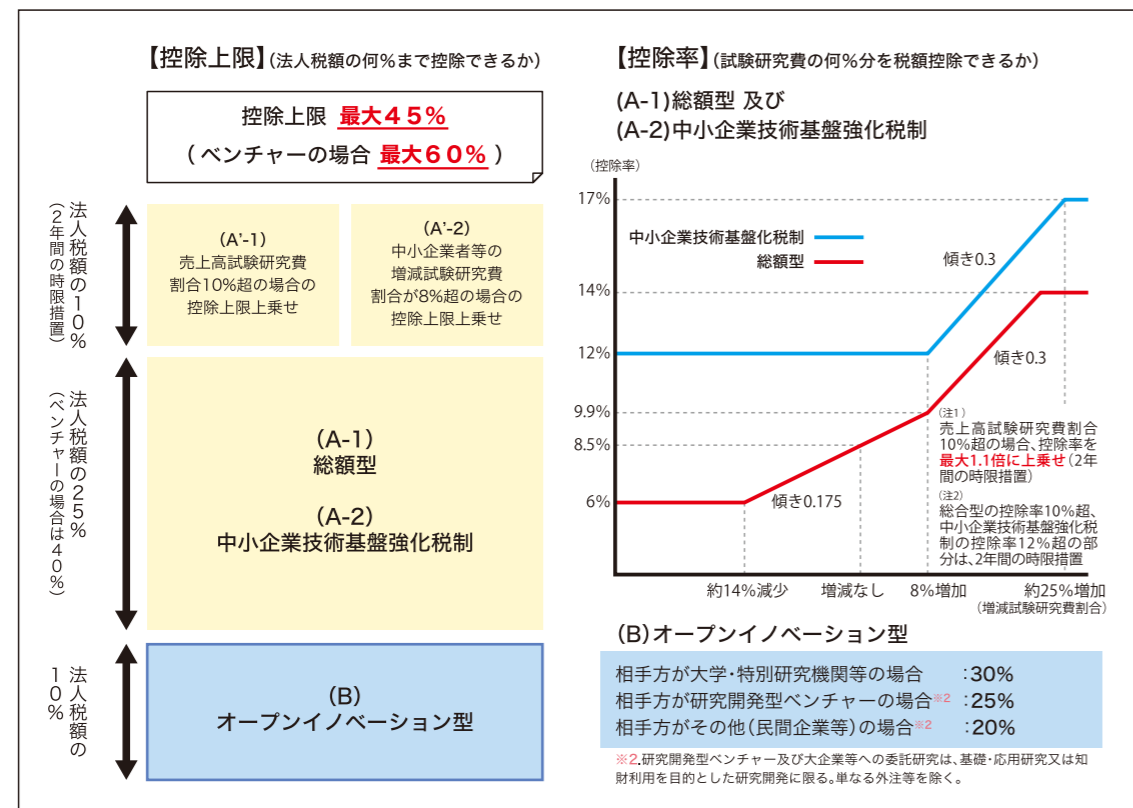
## 研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)

### 支援内容

研究開発を行った場合、その試験研究費<sup>※1</sup>の一定割合について法人税・所得税の税額控除の適用を受けることができます。また、中小企業者等については、控除率・控除上限が優遇されています。

※1. 試験研究費として税額控除の対象となる費用は、「製品の製造」又は「技術の改良、考案若しくは発明」にかかる試験研究に要する費用で一定の要件を満たすもの及び「対価を得て提供するビッグデータ等を活用した第四次産業革命型の新たなサービスの開発」にかかる試験研究に要する費用で一定の要件を満たすものです。

### 研究開発税制の概要



### <A 総額型(中小企業技術基盤強化税制)>【恒久措置<sup>※3</sup>】

試験研究費の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもので、中小企業者等については、中小企業技術基盤強化税制として、控除率・控除上限が優遇されています。

- ◆ 控除率: 試験研究費の増加率に応じて12%~17%(大企業は6%~14%)
- ◆ 控除上限: 25%(増加率が8%超えの場合は35%<sup>※4</sup>、ベンチャーの場合は40%)

※3. 控除率12%超えの部分と、控除上限10%上乗せ部分については2年間の時限措置

※4. 控除上限10%上乗せについては、『A'-1 売上高試験研究費割合10%超の場合の控除上限上乗せ』との選択制

### <B オープンイノベーション型>【恒久措置】

大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用(特別試験研究費)又は中小企業者に支払う知的財産権の使用料がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できます。

- ◆ 控除率: 相手方が大学・特別研究機関等の場合⇒30%  
相手方が研究開発型ベンチャーの場合<sup>※5</sup>⇒25%  
相手方がその他(民間企業等)の場合<sup>※5</sup>⇒20%

※5. 研究開発型ベンチャー及び大企業等への委託研究は、基礎・応用研究又は知財利用を目的とした研究開発に限る。単なる外注等を除く

- ◆ 控除上限: 10%

※本資料は中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)に関する概要を簡単に説明したものです。より詳しい制度の説明については、以下のホームページ等をご参照ください。

○経済産業省ホームページ 研究開発税制 [http://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/tax.html](http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html)



## 中小企業経営強化税制

### 支援内容

中小企業等経営強化法に基づき、認定を受けた経営力向上計画に従って、2021年3月31日までに行われた設備投資について、即時償却又は10%の税額控除<sup>※1</sup>の適用を受けることができます。

※1. 資本金3,000万円超の法人の場合、7%の税額控除

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営力向上計画の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営力向上計画の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	○機械装置(単品160万円以上) ○測定工具及び検査工具(単品30万円以上) ○器具備品(単品30万円以上) ○建物付属設備(単品60万円以上) ○ソフトウェア(単品70万円以上) :情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	○機械装置(単品160万円以上) ○工具(単品30万円以上) ○器具備品(単品30万円以上) ○建物付属設備(単品60万円以上) ○ソフトウェア(単品70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	○生産等設備を構成するものであること(事業の用に直接供される設備が対象) ○国内の投資であること ○中古資産・貸付資産でないこと等	

## 中小企業投資促進税制

### 支援内容

2021年3月31日までに、機械装置等の対象設備・資産を導入された場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除<sup>※1</sup>の適用を受けることができます。

※1. 資本金3,000万円超の法人には税額控除が適用できません。

#### ●対象設備<sup>※2</sup>

- ・機械・装置(単品160万円以上)
- ・測定工具及び検査工具(単品120万円以上、単品30万円以上かつ複数合計120万円以上)
- ・一定のソフトウェア(複数合計70万円以上)
- ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)
- ・内航船舶(取得価格の75%が対象)

※2. 中古資産・貸付資産は対象外です。

### 問合せ先

#### 【中小企業技術基盤強化税制】

●中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816

#### 【中小企業経営強化税制・中小企業投資促進税制】

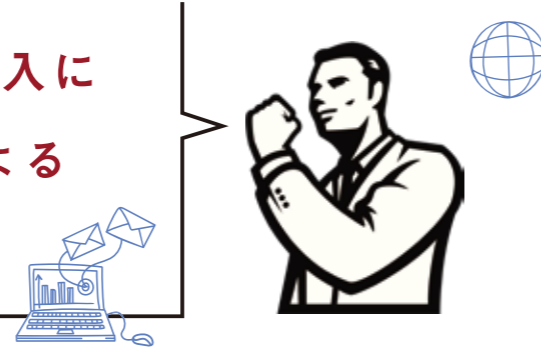
●中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821(平日9:30~17:00)

※本税制の適用にあたってのご質問(税制の対象に該当するかどうか等)は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。





ITツールやIT器具・備品の導入に活用できる補助金や融資によるサポートを行います！



### ITの導入資金を提供します

#### サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)

中小企業者等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上(売上向上)に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する際の経費の一部を補助します。

##### 対象・要件

IT導入補助金事務局ホームページに対象サービスとして公開されたITツールを導入し、労働生産性が向上またはこれと同等以上の生産性向上を目標とした計画に取り組む中小企業等

##### 支援内容

- ① 補助対象経費: ソフトウェア、サービス導入費
  - ② 補助率: 1/2 以内
  - ③ 補助金額: 450万円以下(下限額: 40万円)
- ※ハードウェアは対象外  
※クラウドサービス等の利用料は、導入後1年間分のみ対象

##### 利用案内

ITツールや、国の補助金申請等の手続きに詳しくない方でも、本事業で登録されたIT導入支援事業者が代理申請を行います。また、IT導入支援事業者は、ITツールの説明や、導入・運用方法等のサポートをします。

##### 問合せ先

- 経済産業省 サービス政策課 TEL:03-3580-3922
- 2017年度補正予算 IT導入補助金事務局ホームページ <https://www.it-hojo.jp> または、「IT導入補助金」で検索



### ITを活用するための設備投資等を支援します

#### IT設備導入に関する税制優遇措置

中小企業者等が一定の器具・備品(パソコン、デジタル複合機等)やソフトウェア等を導入した場合、特別償却や税額控除などの適用が受けられます。(17ページ参照)

#### 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度

ITを活用した事業を行う際、日本政策金融公庫の融資が受けられます。

##### 対象・要件

IT活用のための投資を行う中小企業者

##### 支援内容

○IT活用促進資金  
情報化を進めるために必要な、情報化投資を構成する設備などの取得に係る設備資金や、ソフトウェアの取得・制作などに係る運転資金の融資を受けることが出来ます。

貸付対象	①電子計算機等 ②周辺装置 ③端末装置 ④被制御設備 ⑤関連設備 ⑥関連建物・構築物 ⑦その他の設備※1
資金用途	設備等を取得するために必要とする設備資金及び運転資金
貸付限度	中小企業事業:7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円) 国民生活事業:7,200万円(うち運転資金4,800万円)
貸付利率	基準利率～基準利率▲0.9%※2
貸付期間	設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

- ※1 ①については、他①～⑦の設備等と組み合わせて導入する場合のみ対象となります。
- ※2 一定の要件を満たす方については特別利率が適用されます。

##### 問合せ先

- 日本政策金融公庫 全国各店舗 <https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>
- 事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505



#### 軽減税率対策補助金

人手不足などによりIT経営が求められる中、POS、セルフ、モバイルレジ等の買い替えや受発注システムの改修等をしたい中小企業者に対しその経費の一部を補助します。

##### 対象・要件

軽減税率への対応が必要となる中小企業者等(NPO法人、社会福祉法人、消費生活協同組合等を含む)

##### 支援内容

##### <軽減税率対応レジの導入等>

- ①補助金額: レジ1台あたり20万円以下。さらに、新たに行う商品マスタの設定や機器設置等に経費を要する場合は、1台あたり20万円を上限に加算。複数台を導入する場合は、1事業者あたり200万円を上限。
- ②補助率: 原則 2/3 以内(条件により 1/2 以内または 3/4 以内)

##### <受発注システムの改修等>

- ①補助金額: 小売業者等の発注システム:1,000万円以下、卸売事業者等の受注システム:150万円以下、発注システム・受注システム両方の場合:1,000万円以下
- ②補助率: 2/3以内

##### <申請対象>

2019年9月30日までに事業完了したもの  
※申請受付期限は申請内容によって異なります。ご不明な点や詳細については、下記までご連絡ください。

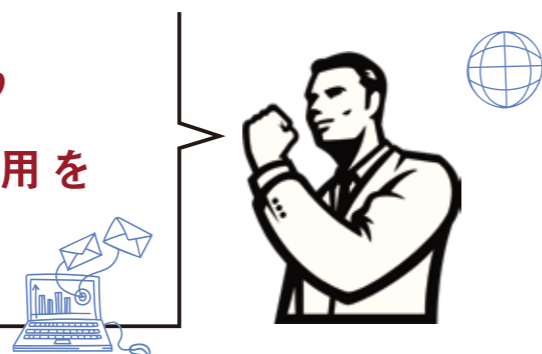
##### 問合せ先

- 軽減税率対策補助金事務局コールセンター  
TEL:0120-39-8111(通話料無料)(9:00~17:00/土・日・祝を除く)
- 軽減税率対策補助金事務局ホームページ <http://kzt-hojo.jp/>





IT導入計画の策定支援を行う  
 専門家を派遣し、IT導入や運用を  
 支援します！



## 専門的知識や経験を持つ専門家がIT導入計画の策定を支援します

### 戦略的CIO育成支援事業

高度なITスキルを有する専門家を派遣し、情報セキュリティにも配慮しつつ、IT導入・運用のプロジェクトに対するアドバイスを行うと同時に、ITを活用した経営課題の解決を通じ、プロジェクトのリーダーが企業内CIOとして求められるスキルを習得することを支援します。

#### 対象・要件

中長期的な経営戦略の実行のためにITを組織的に活用しようとする中小企業者

#### 支援内容

- ①派遣専門家：CIO経験者、中小企業診断士、ITコーディネータなど、経営上の問題点・課題をITの活用により解決した実務経験・支援実績を有するアドバイザー
- ②派遣費用：17,200円(税込)／人・日
- ③派遣期間：6ヶ月～1年以内

#### 問合せ先

●中小企業基盤整備機構 経営支援部 経営支援課 TEL:03-5470-1564

### ミラサポ専門家派遣

よろず支援拠点や地域プラットフォーム（地域PF）が、個々の中小企業者の経営課題に応じた専門家を派遣します。ITにおいては、ITを活用した経営戦略の策定からIT導入に至るまで様々なステージの取り組みを専門的見地から支援します。

#### 対象・要件

ITの活用等により経営課題を解決したい中小企業者

#### 支援内容

- ①相談窓口：よろず支援拠点又は地域PF
- ②派遣専門家：ITコーディネータその他の公的資格を有する者等、豊富な経営支援の実績のあるアドバイザー
- ③派遣費用：無料(年3回まで)

※1. よろず支援拠点又は地域PFの構成機関が、中小企業者からの相談を受け、経営課題の整理を行った上で、当該機関では対応困難な高度な課題について、専門家を派遣します。

※2. よろず支援拠点・地域PF 検索ページ <https://www.mirasapo.jp/regionplatform/index.html> または、「よろず支援拠点」で検索



#### 問合せ先

- 中小企業庁 経営支援課 TEL:03-3501-1763
- 専門家派遣事務局(パソナ) TEL:03-5542-1685(9:00～17:00/土・日・祝・年末年始を除く)
- 最寄りのよろずの支援拠点又は地域PF(連絡先は上記ホームページをご確認ください)

## ITの導入を支援します

### 認定情報処理支援機関(スマートSMEサポーター)

スマートSMEサポーターは、中小企業(SME)の生産性向上に役立つ最適なITツールを提供し、ITの利活用に係るアドバイスや情報提供等を行う者として認定された支援機関です。

#### 対象・要件

ITを活用して経営効率の相当程度の向上を行おうとする中小企業



Smart SME Supporter

#### 支援内容

IT利活用(サイバーセキュリティ含む)に係る、指導、助言、情報の提供その他情報処理に関する支援

※スマートSMEサポーター検索ページ

<https://smartsme.secure.force.com/smartsmesearch/>  
 または「情報処理支援機関検索」で検索



#### 問合せ先

- スマートSMEサポーター問い合わせ窓口 TEL:0120-344-998  
(受付時間 平日10:00～18:00/土・日・祝及び12月29日～1月3日を除く)
- 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816

## IoTやロボット、データ連携システムの導入を支援します

### スマートものづくり応援隊

製造現場の経験が豊富な企業OBやIoT・ロボットに知見を有する人材等を製造業等の中小企業者の現場へ派遣し、企業の生産性向上や新規事業開拓を支援・促進します。

#### 対象・要件

カイゼン活動(IoTやロボット等の活用を含む)を通じて経営課題を解決したい製造業の中小企業者

#### 支援内容

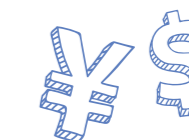
- ①相談受付窓口：スマートものづくり応援隊拠点(全国に25拠点を設置)
- ②派遣専門家：製造現場の経験が豊富でIoT・ロボットに知見を有する専門家
- ③派遣費用：費用は各拠点により異なりますので各拠点にお問い合わせください

※スマートものづくり応援隊拠点一覧 (経済産業省HP 「スマートものづくり」内に掲載)  
[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/smart\\_mono/H29\\_smart-monodukuri-supporting-team.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/smart_mono/H29_smart-monodukuri-supporting-team.pdf)  
 または「スマートものづくり」で検索



#### 問合せ先

●経済産業省 製造産業局 総務課 TEL:03-3501-1689 Mail:kaizen@meti.go.jp



## スマートものづくり応援ツール・レシピ、IoTユースケースオンラインマップ

中小企業者がIoTを活用するに当たって活用事例や、役立つIoTツール等を集め、ホームページで公表しています。

### <スマートものづくり応援ツール・レシピ>

製造業の中小企業者がより簡単に低コストで使える既存のアプリケーション等のツール・レシピ(ツールを組み合わせたソリューション)情報を取りまとめ、公表しています。

### <IoTユースケースオンラインマップ>

日本全国のIoT活用事例を収集し、事例情報や問い合わせ先情報を地図上で表示した「IoTユースケースオンラインマップ」を公表しています。

掲載ホームページ (ロボット革命イニシアティブ協議会ホームページ)

<https://www.jmfrri.gr.jp/index.html>



#### 問合せ先

- 経済産業省 製造産業局 ものづくり政策審議室 TEL:03-3501-1689
- ロボット革命イニシアティブ協議会 TEL:03-3434-6571

## 中小企業共通EDI標準

これまで、中小企業者は受発注業務などで取引先の個別の都合で、異なる受発注手順により非効率な業務運営を強いられていました。これを改善するために、「企業間データ連携調査事業(※)」にて「中小企業共通EDI標準」の仕様を定め、関連資料を公表しています。

### <中小企業共通EDI標準仕様>

掲載ホームページ (ITコーディネータ協会ホームページ)  
<https://www.itc.or.jp/datarenkei/>



### <中小企業共通EDI標準に対応した受発注システムの導入相談等>

つなぐITコンソーシアム  
<https://tsunagu-it.com/cons/>



(注)なお、「企業間データ連携調査事業(※)」の報告書で触れられている「普及推進協議会」については、ITコーディネータ協会が事務局となって2018年9月頃の発足を目的に検討を進めています。

※2016年度経営力向上・IT基盤整備支援事業(次世代企業間データ連携調査事業)

#### 問合せ先

- 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816

## ITに役立つ情報を提供します

### IT活用支援情報ポータルサイト

中小企業者等のIT活用や、支援機関によるIT活用支援に役立つ情報を、いつでも手軽にチェックできるIT活用のポータルサイトを、2019年度中に開設予定です。

#### 問合せ先

- 中小企業基盤整備機構 経営支援部 経営支援企画課 TEL:03-5470-1520

情報セキュリティに対する意識の  
向上や対策の実施に取り組む  
中小企業者を支援します！



## SECURITY ACTION

中小企業者自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言し、それらの実践を促すことで中小企業者におけるセキュリティ意識の向上と対策実施を促進します。

#### 対象・要件

情報セキュリティ対策に取り組む全ての中小企業者

#### 支援内容

情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言した中小企業者に対して2段階の取り組み目標に応じたロゴマークを提供します。パンフレット、名刺、ウェブサイト等に表示することで中小企業者の取り組みのPRにつながります。また、取り組み目標を宣言した中小企業者をホームページで公表しています。

#### <★1つ星>

中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン付録の「情報セキュリティ5か条」に取り組むことを宣言する。



情報セキュリティ5か条

- ①OSやソフトウェアは常に最新の状態にしよう！
- ②ウイルス対策ソフトを導入しよう！
- ③パスワードを強化しよう！
- ④共有設定を見直そう！
- ⑤脅威や攻撃の手口を知ろう！

#### <★2つ星>

中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン付録の「5分できる！情報セキュリティ自社診断」で自社の状況を把握したうえで、情報セキュリティポリシー(基本方針)を定め、外部に公開したことを宣言する。



#### 問合せ先

- 情報処理推進機構(IPA)SECURITY ACTION事務局 TEL:03-5978-7508 Mail:security-action-info@ipa.go.jp
- SECURITY ACTION申込サイト <https://security-shien.ipa.go.jp/security/entry/>

